

(2) 監査の結果及び意見

1. 暫定定員枠について要綱と実態の乖離を是正すべき(結果)

「西宮市保育所入所円滑化対策実施要綱」第4条では、「総定員又は年齢別定員を超えて入所できる児童数は、公立保育所については、総定員に15%を乗じて得られる員数(四捨五入)とする。但し、公立保育所のうち7園については、それぞれの年齢で暫定定員枠を設定し、その枠内で保育の実施を行うものとする。」として、今津文協保育所、鳴尾東保育所、むつみ保育所、津門保育所、今津南保育所、上之町保育所、鳴尾北保育所については、暫定定員枠を設定し、平成22年4月1日時点で115%を超えて入所者を受け入れている。しかし、建石保育所、学文殿保育所、用海保育所、浜甲子園保育所、瓦木北保育所の5園は暫定定員枠を設定することなく、平成22年4月1日時点の入所者数は定員の115%を超えて受け入れている。さらに、平成23年4月1日時点でも上記5園及び甲東北保育所について115%を超えて入所者を受け入れているが、いずれも要綱で暫定定員枠を設定する対象園とはされていない。

平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知、平成22年2月17日雇児保発0217第1号により改定)によると、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされており、児童福祉施設最低基準を満たしていれば、定員を超えて保育を実施すること自体に問題はない。

しかし、要綱では定員を超えて保育を実施できる場合を限定して定めており、これに相違する状態を継続すべきでない。速やかに要綱の改正、もしくは、定員枠の見直しを実施すべきである。

2. 待機児童の解消について(意見)

保育ルームの増設により、0~2歳児専用の保育所整備を進めるべき(意見)

保育ルームの増設は、場所や人材の確保が比較的容易にできる反面、定員は5人以下であるため、相当数設置しなければ、待機児童の抜本的な解消に至らない。ただ、待機児童は特定の地区に集中しているわけではなく、新設保育所の整備をするほど需要がない地域や、整備する土地が確保できない場合もあり、保育ルームの増設により、迅速かつきめこまやかな対応が可能である。今後も待機児童対策の一環として整備を進めていくことが望ましい。

平成22年4月1日現在の待機児童310人のうち、0~2歳児が250人と約8割を占めている。さらに、4月1日時点では待機していなくても0歳

児や 1 歳児は、年度途中で産休や育休明けで入所希望者が増加することを考えると、待機児童の年度中の解消は難しい状況にあると言える。平成 22 年度に整備された「幸和園保育所南園」、「めばえの子保育園」は 0~2 歳児の民間保育所であり、今後もこうした 0~2 歳児専用の保育所を増やしていくことが望ましい。

幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき（意見）

分園や保育ルームの卒園後も、ほとんどの場合 3 歳児からも継続して保育が必要となる。現在は、3 歳児以降の保育を継続するという観点から、入所選考上、一定の配慮をしており、これまで保育の継続を希望した児童で入所できなかったケースはないとのことである。しかし、平成 20 年以降 3 歳児でも待機児童が多くなっており、分園や保育ルームの整備が進むと、分園や保育ルームの卒園後の 3 歳児からの受入先が確保できなくなるおそれがある。

西宮市には公立幼稚園が 21 園、私立幼稚園が 40 園あるが、預かり保育を実施しているのは、私立幼稚園のうち 36 園である。そのうち、保育所と同様に週 5 日以上実施しているのは 31 園、18 時以降まで実施しているのは 16 園、夏休み等の長期休業日にも 10 時間以上預かり保育を実施しているのは 9 園と、フルタイムで働く保護者が必要とする保育サービスが受けられるのはごく一部の幼稚園に限定される。0~2 歳児の受入先は保育所であれば難しいが、3 歳以上児については、幼稚園での受入が可能である。幼稚園での預かり保育サービスを充実させることにより、待機児童の解消につなげるべきである。

3 . 公立保育所の事業費の縮減に努めるべき（意見）

公立保育所では民間保育所に比して、多額の公費が投入されている。

平成 22 年度における公立・民間保育所それぞれの児童一人当たりの公費投入額の比較は、次表に示すとおりである。民間保育所の児童一人当たりの公費投入額は 1,229 千円であるのに対し、公立保育所の児童一人当たり公費投入額は 1,564 千円（民間保育所の約 1.27 倍）である。

【公立保育所と民間保育所の児童への公費投入額の比較(平成22年度)】

(単位:千円)

	事業名/内訳	事業費	児童一人当たり事業費
公立保育所 (児童数:2,546人)	人件費	3,424,793	1,345
	管理費	89,947	35
	給食費	201,502	79
	保育費	265,626	104
	合計	3,981,868	1,564
民間保育所 (児童数:2,629人)	民間保育所運営費	2,662,851	1,013
	事務経費 1	19,158	7
	民間保育所助成金 2	550,252	209
	合計	3,232,261	1,229

1 民間保育所分園の建物リース料、民間保育所協議会への委託料が含まれる。

2 国基準の運営費の支弁とは別に西宮市独自で、「西宮市民間保育所助成金交付要綱」に従い、交付された助成金である。

公立保育所であっても民間保育所であっても認可保育所であれば、負担する保育料は所得に応じて一定であり、受けているサービスにもさほど違いは認められない。にもかかわらず、公立保育所の児童一人当たりの事業費が大きいのは、人員配置基準の違い(1・2歳児)や、公立保育所の保育士と民間保育士の平均給与額に差異があるためである。西宮市公立保育所職員と民間保育所の平均給与を比較すると下記のとおりとなる。

【西宮市公立保育所職員の人件費(平成22年度)】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士(副所長)	47.1	27.3	6,500
保育士(正規保育士)	34.8	13.2	5,897
常勤的非常勤(臨時保育士)	32.3	4.3	2,983

【<参考>平成22年度民間保育所の人件費調べ】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士	42.6	15.3	4,742
保育士	27.3	4.8	3,309
常勤的非常勤	36.3	5.4	2,255

平均給与については、平成21年度指導監査事前提出資料より平均年齢該当職員を抜粋

公立保育所においては、人員配置基準の見直しや、人員構成の見直しなどにより、より一層事業費を縮減することが求められる。

また、長期的な視点にたてば、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、公立保育所の民間移管や民間事業者の参入を進めるべきである。西宮市においても、公立保育所の民営化推進計画が検討されているが、当面は、待機児童の解消が重要な課題となっていることから、民営化対象公立保育所と民間移管先保育園を並存させて定員増を図り、待機児童数の解消が図られた後に、公立保育所を閉所する方針が示されている。引き続き、こうした方針にそった取組を進めることが必要

である。

なお、児童一人当たりの事業費は、公立・民間保育所で違いはあるが、保護者による満足度調査の結果は次のとおりであり、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差は認められない。

【利用保育施設別 利用施設に対する満足度(平均評価点)】

問11 現在利用している施設の下記の項目について、どの程度満足していますか。

【見方】「わからない・無回答」を除き、下記の点数で平均評価点を算出している。

評価点が高いほど「そう思う」(満足等)を、低いほど「そう思わない」(不満等)を示している。

・そう思う(満足・重要・非常に必要・あてはまる):4点

・ややそう思う(やや満足・やや重要・やや必要・ややあてはまる):3点

・あまり思わない(やや不満・あまり重要でない・あまり必要でない・あまりあてはまらない):2点

・まったく思わない(不満・まったく重要でない・まったく必要でない・まったくあてはまらない):1点

集計対象者総数	公立保育所利用者	民間保育所利用者
	907人	849人
園長や保育者の対応	3.50	3.53
保育者の人員配置	3.32	3.45
保育の内容	3.26	3.50
保育時間	3.28	3.37
給食の内容	3.65	3.77

(出所:西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査報告書(平成23年10月)をもとに監査人が作成)

4. 認可保育所の保育士配置基準を見直すべき(意見)

西宮市では、公立保育所と民間保育所で保育士の配置基準が異なる。公立保育所の方が民間保育所と比べると手厚い配置基準となっており、このことが公立保育所の方が民間保育所と比べると利用者一人当たり事業費が高くなっている一因である。

平成19年10月時点で、兵庫県下で公立保育所の方が民間保育所と比べて手厚い配置基準となっているのは、加古川市、川西市、新温泉町、明石市の4市町のみである。神戸市、姫路市、尼崎市を含む31市町については、国基準を配置基準としており、芦屋市、伊丹市、宝塚市、市川町の4市町では、国基準を上回る配置を公立保育所と民間保育所と同水準にしている。

保育料は認可保育所として所得に応じて定められており、同じ保育料を払って同水準のサービスを受けているとの前提で考えると、同じ認可保育所であるのに、配置基準が異なるというのは利用者の理解が得られない。公平性の観点からは、公立保育所と民間保育所の配置基準を同一にすべき

である。

民間保育所の配置基準を公立保育所と同等にするには国の運営費負担はないため、西宮市独自で負担する必要がある。一方、「3．公立保育所の事業費の縮減に努めるべき（意見）」において、【利用保育施設別の利用施設に対する満足度】を取り上げたが、「保育者の人員配置」について、利用者の満足度は、公立保育所の方が配置基準は手厚いにも関わらず、民間保育所の方が平均点は0.13点上回っている。このような状況を勘案し、公立保育所の配置基準を引き下げるか民間保育所の配置基準を引き上げるか意思決定すべきである。

5．保育料の見直しを検討すべき（意見）

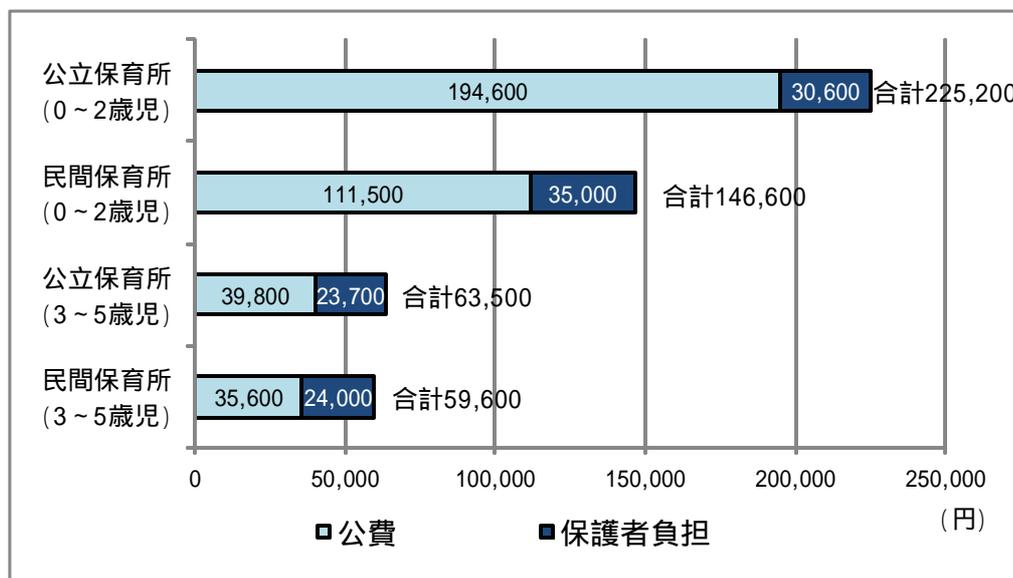
認可保育所の保育料を見直すべき（意見）

認可保育所の保育料の金額設定については、西宮市社会保障審議会の答申を踏まえ、平成18年度から平成22年度にかけて段階的に国徴収基準の約90%となるよう改定し、階層区分についても従前の16階層から11階層に変更し、国徴収基準に近づけている。

この改定により、利用者負担割合は平成20年度の23.7%から平成22年度の25.1%へと上昇しているが、市の一般財源からの財政負担額は約45億円(公立保育所・民間保育所の合計)とその規模は大きい。

平成21年度の数字になるが、西宮市が保育所の児童の年齢別に一人当たり保護者負担と公費投入の状況を調査しており、その結果は次のとおりである。

【保育所の児童一人当たり保護者負担と公費投入の比較(月額)】
(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

国庫補助金は、0～2歳児、3～5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

金額は端数処理を行っている。

(出所:平成22年度 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】をもとに加工)

上記表のうち、0～2歳児は公立保育所では月額225千円の費用に対し保護者負担は31千円(13.6%)、民間保育所であっても、月額147千円の費用に対し保護者負担は35千円(23.9%)である。

所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分に配慮すべきであるが、国の徴収基準と比べると保育料の設定額が50%となっている階層区分もあり、受けている保育サービスに応じた負担を求めるといった観点から、国の徴収基準の範囲内で保育料を引き上げる余地があると考えられる。

家庭保育所・保育ルームの保育料の設定を見直すべき(意見)

家庭保育所・保育ルームの保育料は、認可保育所と比較すると半額から3分の2程度の設定となっている。ここで、家庭保育所・保育ルームの第1子保育料と認可保育所の3歳未満児の保育料を比較すると次のとおりである。